

広島県告示第五百八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条第八項の規定により告示した区域内における建築物について、同法第八十六条の五第二項の規定によって、認定を取り消した。
平成二十七年八月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 対象区域

庄原市三日市町字下市南裏一五二番一、一五二番二、一五二番三、一五二番四、一五三番三、一五四番一の一部、一五四番八の一部、一六二番二の一部、一六二番四の一部

二 認定を取り消した年月日及び番号

平成二十七年八月十一日

第H二十七認消通知広島建指〇〇一一六号

三 認定を取り消された者の住所及び氏名

庄原市上原町二六六六 八

田中 勉